

南相馬市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、高齢者の日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(用具及び対象者)

第2条 給付等の対象となる用具は、別表の「種目」欄に掲げるものとし、用具の給付等の対象者は、在宅の65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者であって同一敷地内に親族が居住していないもの（以下「給付等対象者」という。）であって、同表の「対象世帯」欄に該当するものとする。

2 用具の給付等の個数は、各種目ごと1世帯につき原則1個とする。

(給付等の申請)

第3条 給付等対象者は、高齢者日常生活用具給付等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(給付等の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査の上、給付等の可否について決定し、高齢者日常生活用具給付等決定通知書（様式第2号）又は高齢者日常生活用具給付等却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、高齢者日常生活用具依頼書（様式第4号）により納入業者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 市長は、前条第1項の規定による給付等の決定をしたときは、給付等に要する費用を負担するものとする。

2 用具の給付等を受けた者は給付等を受けた後に生じる維持管理及び修理に要する費用を負担しなければならない。

(貸与契約の締結等)

第6条 用具のうち、高齢者用電話の貸与の決定を受けた者は、高齢者用電話貸与契約書（様式第5号）による契約を市長と締結するものとする。

2 高齢者用電話の貸与を受けた者は、電話の使用に係る通話料を負担しなければならない。

(完了の報告及び費用の請求)

第7条 第4条第2項の規定に基づく依頼を受けた納入業者は、用具の取付けが完了したときは、高齢者日常生活用具設置完了報告書(様式第6号)により、設置対象者の記名及び押印を受け、市長へ提出しなければならない。

2 納入業者は、設置完了後市長に対し、設置に係る費用を請求するものとする。

(用具の返還)

第8条 用具の貸与を受けた者は、当該用具の使用を必要としなくなったときは、高齢者用電話返還届出書(様式第7号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(給付等決定の取消し)

第9条 市長は、用具の給付等を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付等の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、その者に貸与した用具又は当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他申請の内容に偽り、又は虚偽の記載があったとき。

(2) 用具の給付等の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(給付等台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付等の状況を明らかにするため、高齢者日常生活用具給付等台帳を備え、常に整理しておかななければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、高齢者日常生活用具の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小高町老人日常生活用具給付等事業実施要綱(平成3年小高町訓令第2号)、鹿島町老人日常生活用具給付等事業実施要綱(平成6年鹿島町訓令第2号)又は原町市老人日常生活用具給付等事業実施要綱(平成4年原町市訓令第9号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年告示第23号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前までに、改正前の南相馬市老人日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により成された決定、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	種目	対象世帯	性能
給 付	電磁調理器	<u>市県民税が非課税</u> である <u>高齢者のみの世帯</u> で心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要なもの	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。
	火災警報器	<u>市県民税が非課税</u> である <u>高齢者のみの世帯</u> が現に居住する住宅が自己所有であるもの	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	<u>市県民税が非課税</u> である <u>高齢者のみの世帯</u> で心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要なもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。
貸 与	高齢者用電話	<u>市県民税が非課税</u> である <u>高齢者のみの世帯</u> であるもの	加入電話